

倉吉記者クラブ加盟社 御中

発信元	琴浦町
担当課	税務課
担当者	中井
連絡先	0858-52-1702
令和 5年 8月22日 (火)	

## 介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の賦課事務に誤りがあり、一部の被保険者の方の保険料を過大又は過少に賦課していたことが判明しました。

### 1 概要

平成 27 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以降においては、することができない。」とされました。

この「最初の保険料の納期」について、解釈を誤り、普通徴収 1 期の納期限である 7 月 31 日として計算を行っていたため、普通徴収よりも前の納期(5 月 10 日)が到来する特別徴収の一部の被保険者について、賦課決定ができない期間に増額又は減額の賦課更正を行い、誤った徴収又は還付をしていました。

### 2 賦課誤りの保険料

平成 30 年度及び令和元年度に遡及賦課した保険料  
増額賦課 4 人 102,988 円 減額賦課 3 人 71,992 円

### 3 今後の対応

保険料を過大徴収した被保険者には、速やかに保険料返還手続きを行います。

保険料の還付誤りについては、保険料の返還は求めません。

### 4再発防止について

法改正等の際などには、正確な法解釈の情報共有を図り、さらにチェックを強化しこのような事案が発生しないよう、再発防止に努めます。

## ●問い合わせ先

琴浦町税務課

電話番号 0858-52-1702、ファクシミリ 0858-49-0000